

発議第1号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成24年3月22日提出

提出者 高山市議会議員 水 門 義 昭

賛成者 高山市議会議員 松 本 紀 史
中 田 清 介
木 本 新 一
倉 田 博 之
中 箴 博 之
岩 垣 和 彦

提案理由

常任委員会の所管及び傍聴の取扱いを変更するため改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会 6人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>海外戦略室の所管に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ～ス (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 文教経済委員会 6人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～オ (略)</p> <p>(4) 基盤整備委員会 6人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>水道環境部の所管に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>支所の基盤整備部及び水道環境部関係の所管に関する事項</u></p> <p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第17条 <u>委員会は、議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</u></p> <p>2 <u>委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u></p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会 6人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～シ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 文教経済委員会 6人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>海外戦略室の所管に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ～カ (略)</p> <p>(4) 基盤整備委員会 6人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>環境政策部の所管に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>水道部の所管に関する事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ <u>支所の環境政策部、基盤整備部及び水道部関係の所管に関する事項</u></p> <p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第17条 委員会は、<u>原則として公開する。</u></p> <p>2 <u>委員会の傍聴に関し必要な事項は、高山市議会傍聴規則（昭和42年高山市議会規則第2号）を準用する。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 常任委員会の所管については、この条例の施行の日において在任する常任委員会の委員の任期満了の日までに限り、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。